

栗東市体育館の管理及び運営に関する規則

平成 17 年 9 月 29 日

教委規則第 6 号

栗東市体育館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 53 年栗東町教育委員会規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、栗東市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年栗東町条例第 27 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定に基づき、栗東市体育館（以下「体育館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理の手続）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申請は、栗東市体育館指定管理者指定申請書（別記様式第 1 号）により、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 年間事業計画書
- （2） 年間収支予算書
- （3） 定款等及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- （4） 役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書
- （5） 当該法人その他の団体の過去 2 年間の活動実績の概要を記載した書類
- （6） 当該法人その他の団体の過去 2 年間の事業収支を記載した書類
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第 1 号の年間事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 経営方針又は運営規則
- （2） 職員の体制
- （3） 施設の運営及び維持管理に係る計画
- （4） 個人情報の保護に関して必要な事項
- （5） 災害、事故その他の緊急事態が発生した場合の対応
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（協定）

第 3 条 条例第 5 条の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 前条第 2 項第 1 号の年間事業計画書に記載された事項
- （2） 委託費の額並びに支払い時期及び方法
- （3） 施設内の物品の所有権の帰属
- （4） 危険負担
- （5） 指定管理者の指定解除に係る手続き

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業報告書)

第4条 条例第12条の事業報告書は、事業報告書（別記様式第2号）によるものとする。

2 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載し、毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(再委託の禁止)

第5条 指定管理者は、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

(使用の手続)

第6条 条例第16条の申請書は、栗東市体育館使用許可申請書（別記様式第3号。以下「使用許可申請書」という。）によるものとする。

2 使用許可申請書の受付は、使用する日の3月前からとする。ただし、設置者又は指定管理者が認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の使用許可申請書の提出があったときは、その使用目的、内容その他を審査し、適当と認めたものについて使用許可を行う。

(冷房費及び暖房費の額)

第7条 条例別表に規定する実費相当額として教育委員会規則で定める冷房費及び暖房費の額は、別表第1のとおりとする。

(午前又は午後の照明設備使用の額)

第8条 条例別表に規定する実費相当額として教育委員会規則で定める午前又は午後の照明設備使用の額は、別表第2のとおりとする。

(遵守事項)

第9条 使用者及び体育館内へ観覧等の目的で入場しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を転貸しないこと。
- (2) 許可された使用時間を厳守し、使用時間の終了10分前には実技を終了し、整備及び清掃をすること。
- (3) 許可なく館内で物品の販売、飲食物の提供又はポスター等の貼付を行わないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。

- (５) 所定の場所以外では、みだりに火気を使用しないように火災予防に万全を期すこと。
- (６) 許可を受けた施設又は備品以外のものを使用しないこと。
- (７) 常に施設内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。
- (８) 使用中第三者に損害又は損傷を加えた場合は、使用者が責任をとること。
- (９) 施設又は備品等を損傷又は破損したときは、原形に復し、又はその損害を賠償すること。
- (１０) 使用備品については、整理整頓して元の場所に返すこと。
- (１１) 館内では、上履きを持参し、使用すること。
- (１２) 競技場の床面に、許可を得ないでチョークを使用すること及びテープの貼付、用具の引きずりその他の床面の損傷をまねく行為をしないこと。
- (１３) 所定の場所以外において、喫煙及び飲食を一切しないこと。
- (１４) 競技の運営上、支障をきたす行為をしないこと。
- (１５) 使用を終了したときは、指定管理者に届け出て点検を受けること。
- (１６) 使用に当たっては、指定管理者の指示に従い、条例及びこの規則に違反しないこと。

(管理責任)

第１０条 使用中における事故、災害等について、市及び指定管理者は、施設管理に起する以外はその責任を負わないものとする。

(その他)

第１１条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が教育委員会教育長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

別表第１（第７条関係）

施設名	区分	実費相当額（１時間当たり）
市民体育館第１アリーナ（全面）	冷房及び暖房	１，５００円
市民体育館第１アリーナ（半面）	冷房及び暖房	７５０円
市民体育館第２アリーナ	冷房及び暖房	５００円

別表第２（第８条関係）

施設名	区分	実費相当額（１時間当たり）
市民体育館第１アリーナ（全面）	午前又は午後	６００円
市民体育館第１アリーナ（半面）	午前又は午後	３００円
市民体育館第２アリーナ	午前又は午後	１００円
十里体育館	午前又は午後	５０円
野洲川体育館	午前又は午後	１００円

治田西スポーツセンター	午前又は午後	5 0 円
-------------	--------	-------

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

栗東市体育館指定管理者指定申請書

栗東市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者名 印
電話番号

栗東市公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、栗東市体育館設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

公 の 施 設 名	
-----------	--

(添付書類)

- (1) 年間事業計画書
- (2) 年間収支予算書
- (3) 定款等及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書
- (5) 当該法人その他の団体の過去2年間の活動実績の概要を記載した書類
- (6) 当該法人その他の団体の過去2年間の事業収支を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

事業報告書

施設名			
団体名			
代表者名			
住所			
電話番号		FAX番号	
担当者名			

1 業務の実施状況

2 施設の利用状況

3 利用料金収入の実績

4 管理経費等の収支状況

5 市長が必要と認める書類

様式第3号(第6条関係)

栗東市体育館使用許可申請書					
年 月 日					
体育館指定管理者 様					
申請者 住所 団体名 代表者名 連絡先 電話 () —					
栗東市体育館設置及び管理に関する条例第16条の規定により、下記のとおり申請します。					
使 用 施 設	市民体育館(体育室・会議室・トレーニング室) 野洲川体育館(体育室・会議室) 治田西スポーツセンター(体育室・会議室) 十里体育館				面使用
使 用 目 的					
使 用 日 時	年 月 日() 時 分から 時 分まで				
使 用 区 分	貸切り使用・個人使用	使 用 種 目			
参 加 人 員	名				
使用責任者	氏名 住所				
利 用 料 金	施 設		減 額 免除額		計
		円		円	円
	附 属 設 備 器 具	単位	円	減免額	合計
				円	
				計	その他の備品
				円	
許可番号第 号					
栗東市体育館使用許可書 上記のとおり許可する。ただし、裏面の遵守事項及び次の条件を必ず守ること。					
条件					
年 月 日					
体育館指定管理者					印

(裏面)

- 1 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を転貸しないこと。
- 2 許可された利用時間を厳守し、利用時間の終了10分前には実技を終了し、整備及び清掃をすること。
- 3 許可なく館内で物品の販売、飲食物の提供又はポスター等の貼付を行わないこと。
- 4 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- 5 所定の場所以外では、みだりに火気を使用しないように火災予防に万全を期すること。
- 6 許可を受けた施設又は備品以外のものを使用しないこと。
- 7 常に施設内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。
- 8 利用中第三者に損害又は損傷を加えた場合は、利用者が責任をとること。
- 9 施設又は備品等を損傷又は破損したときは、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 10 利用備品については、整理整頓して元の場所に返すこと。
- 11 館内では、必ず室内スポーツ用シューズ又はスリッパを持参し、利用すること。
- 12 競技場の床面に許可を得ないでチョークを使用すること、及びテープの貼付又は用具の引きずり等床面の損傷をまねく行為をしないこと。
- 13 所定の場所以外での喫煙及び飲食を一切禁止する。
- 14 競技の運営上、支障をきたす行為をしないこと。
- 15 利用を終了したときは、指定管理者に必ず届け出て点検を受けること。
- 16 体育館の利用については、指定管理者の指示に従い、条例及びこの規則に違反しないこと。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）